

訪問（介護予防）リハビリテーション
重要事項説明書

訪問（介護予防）リハビリテーションサービス 荻野病院重要事項説明書及び同意書

1. 施設の概要

（1）事業所の名称等

- ・事業者名 荻野病院
- ・事業所名 荻野病院 訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- ・所在地 岩手県盛岡市本宮 1 丁目 6 番 12 号
- ・電話番号 019-636-0317 (FAX) 019-635-1304
- ・管理者名 荻野忠良
- ・介護保険指定番号 0310112552

（2）事業の目的と運営方針

荻野病院 訪問リハビリテーションは医学的管理の下での機能訓練、日常生活訓練等の必要なサービスを提供することで、利用者の能力に応じた在宅生活を営むことができるように支援する事を目的とする。

この目的に沿って、当事業所では、以下の運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

【荻野行院 訪問リハビリテーションの運営方針】

医療法人謙和会がお年寄りの福祉と医療サービスを提供し、より生活を楽しみ、地域に開かれた施設を目的に、医療法人謙和会荻野病院が開設され、高齢化社会に対しお年寄りの為の理想郷を作ろうと考えています。

（3）ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	常勤	業務内容
医師	1（兼務）	利用者の健康管理及びリハビリテーションの指示に関する業務
作業療法士	1（兼務）	利用者の心身機能の改善、または維持を図り、在宅生活を継続するためリハビリテーションの実施・指導。他事業者や他職種との連携。
理学療法士	3（兼務）	

（4）サービスの提供時間帯

平日（祝日を除く） 9：00～17：00

（休業：土日祝日・お盆・年末年始）

2. 提供するサービス内容

- （1）身体機能評価
- （2）身体機能訓練
- （3）日常生活動作訓練
- （4）住環境整備
- （5）リハビリテーション相談

3. 苦情申立窓口

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所へのご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 統括主任作業療法士 佐藤 伸和 電話 (019)636-0317

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

	市町村名	担当	電話
☐	盛岡市	介護保険課	(019)651-4111
☐	岩手県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情・相談窓口	(019)604-6700

4. 緊急時の対応方法

利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は必要な処置を講ずるものとし、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	所属医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (ご家族等)	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

5. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供によって事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族や担当ケアマネジャー等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供に伴って、事業者の帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

荻野病院訪問（介護予防）リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人謙和会荻野病院 訪問（介護予防）リハビリテーションにおいて実施する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 訪問（介護予防）リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護・要支援状態にある利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 当事業では、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務める。
- 2 指定訪問（介護予防）リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 事業所名 荻野病院 訪問リハビリテーション
- （2） 開設年月日 平成12年4月1日
- （3） 所在地 岩手県盛岡市本宮一丁目6番12号
- （4） 電話番号 019-636-0317 FAX 番号 019-635-1304
- （5） 管理者名 荻野忠良
- （6） 介護保険指定番号 0310112552

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-----------|----|
| (1) | 医師（兼務） | 1人 |
| (2) | 作業療法士（兼務） | 1人 |
| (3) | 理学療法士（兼務） | 3人 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日、お盆休み、年末年始休みを除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第8条

指定訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(実施地域)

第10条 盛岡市（本宮地区、仙北地区、向中野地区、その他は要相談）

(苦情処理)

第11条 指定訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- (1) 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (2) 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者の苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう務める。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、ケアマネジャー等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- (1) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対して人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(職員の質の確保)

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人謙和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族に同意を得るものとする。ほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、プライバシーポリシーについては、病院内に掲示する。
- 3 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人謙和会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。

訪問（介護予防）リハビリテーションの場合の利用者負担額

1 利用料金

利用者負担額は、下記の 2 種類の合計額①基本報酬＋②各種サービス加算となります。
介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、原則として基本料金（料金表単価）の 1 割です（所得金額や年金収入に応じて 2 割または 3 割の場合も有）。
但し、介護保険の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本報酬（訪問リハビリテーション費または介護予防訪問リハビリテーション費）：1 割負担の方

		単価(円)	自己負担額(円)
基本報酬			
《要介護認定を受けている方》	20 分につき	3080	308
《要支援認定を受けている方》	20 分につき	2980	298

②各種サービス加算費：1 割負担の方

各種サービス加算		単価(円)	自己負担額(円)
サービス提供体制強化加算			
《サービス提供体制強化加算(Ⅰ)》	20 分につき	60	6
《サービス提供体制強化加算(Ⅱ)》	20 分につき	30	3
短期集中リハビリテーション加算			
《要介護認定を受けている方》 ＜退院(所)日または認定日から 3 ヶ月以内＞ おおむね 2 日以上／週 20 分以上／日	1 日につき	2000	200
《要支援認定を受けている方》 ＜退院(所)にまたは認定日から 1 ヶ月以内＞ おおむね 2 日以上／週 40 分以上／日			
＜退院(所)日または 認定日から 1 ヶ月越 3 ヶ月以内＞ おおむね 2 日以上／週 20 分以上／日			
認知症短期集中リハビリテーション加算 ＜退院(所)日または訪問開始日から 3 ヶ月以内＞	1 日につき (2 回／週まで)	2400	240
リハビリテーションマネジメント加算 (要介護認定を受けている方)			
《リハビリテーションマネジメント加算 イ》	1 ヶ月につき	1800	180
《リハビリテーションマネジメント加算 ロ》	1 ヶ月につき	2130	213
《医師から利用者またはその家族への説明》	1 ヶ月につき	2700	270
退院時共同指導加算	退院時 1 回に限る	6000	600
移行支援加算(要介護認定を受けている方)	1 日につき	170	17

※提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料金全額をお支払いただきます。

2 その他の費用

①交通費

盛岡市にお住まいの方は無料です。

②光熱費

サービス実施に必要な居宅の水道・ガス・電気等の費用は、利用者負担となります。

3 キャンセル料

キャンセル料は一切かかりません。

4 利用料のお支払方法

当月分の請求書は翌月の 10 日までにお渡ししますので、末日までにお支払い下さい。

令和 6 年 6 月 1 日改定

個人情報に関する基本方針

医療法人謙和会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲で利用します。

② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者には、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、または毀損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全性に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

本人が自己の個人情報について、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 019-636-0317／担当者 作業療法士 佐藤）までお問い合わせください。なお、開示対象についてはサービス提供記録を含みます。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。個人情報相談窓口（電話 019-636-0317／担当者 作業療法士 佐藤）までお申し付けください。

以上

平成 30 年 4 月 1 日
医療法人謙和会 荻野病院
理事長 荻野 忠良

当院における個人情報の利用目的

○医療提供

- ・当院での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用

○診療報酬請求のための事務

- ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための

利用

○当院の管理運営事務

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該患者さん医療サービスの向上
- ・入退院等の病棟管理
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

○企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

○医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

○医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料

○当院内において行われる医療実習への協力

○医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

○外部監査機関への情報提供

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がない場合については、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

岩手県盛岡市本宮一丁目 6-12

TEL 019-636-0317

医療法人謙和会 荻野病院

理事長 荻野忠良

訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に
基づいて重要事項、別紙の内容を説明しました。

〈事業者〉

所在地：岩手県盛岡市本宮 1 丁目 6－12

事業者名：医療法人 謙和会

事業所名：荻野病院

代表者： 理事長 荻野 忠良 ⑩

説明者： ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問リハビリテーションのサービスに
ついての重要事項、別紙内容の説明を受け、同意しました。

(利用者)

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ ⑩

(代理人)

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ ⑩ (続柄) _____